

訪問リハビリテーション費

介護予防訪問リハビリテーション費

(1) 利用料金など一覧表

※2024年4月介護報酬改定に基づく

項目	保険単位数	備考
基本単位：20分 (20分を1回とする) 【要介護・支援 共通】	308単位	40分(2回)では616単位、60分(3回)では924単位となります。週120分利用を限度とします。 定期的なリハビリテーション計画書の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直すこと。 担当療法士が、ケアマネージャーを通じて他のサービス事業に対して、リハビリの観点より生活上の留意点、工夫等の情報を伝えている。
サービス提供体制強化加算 (20分につき) 【要介護・支援 共通】	6単位/回	リハビリ業務に7年以上従事している者が実施した場合に算定されます。
短期集中 リハビリテーション加算 【要介護・支援 共通】	200単位/日	退院・認定日より3ヵ月以内に限り、一週間に2日以上実施された場合に加算されます。
リハビリテーション マネジメント加算(イ) 【要介護のみ】	180単位/月	3ヶ月に1回以上リハビリテーション会議を開催し、利用者の状況等を共有し会議内容を記録すること。担当療法士が利用者又は家族に対して説明をし、同意を得ている。
リハビリテーション マネジメント加算(ロ) 【要介護のみ】	213単位/月	(イ)条件に加え、計画書等の内容に関するデータを、訪問リハビリテーション評価データ収集等事業に参加し、システム(LIFE)を用いて厚生労働省に提出している。
事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合	270単位/月	上記のリハビリテーションマネジメント加算(イ)、(ロ)に加えて

※ 訪問リハビリテーション費及び各種加算額は上記保険単位数に別途、2級地域加算分(1単位=10.72円)を掛けて算出されます。

- ・ 交通費など、各種保険のほか、公費負担医療制度もお取扱いします。
- ・ 指定区域外の方は交通費を頂きます。実施地域を超えて1kmにつき200円。